

# 2割特例用

## 消費税及び地方消費税の 確定申告の手引き

(個人事業者・法人共通)

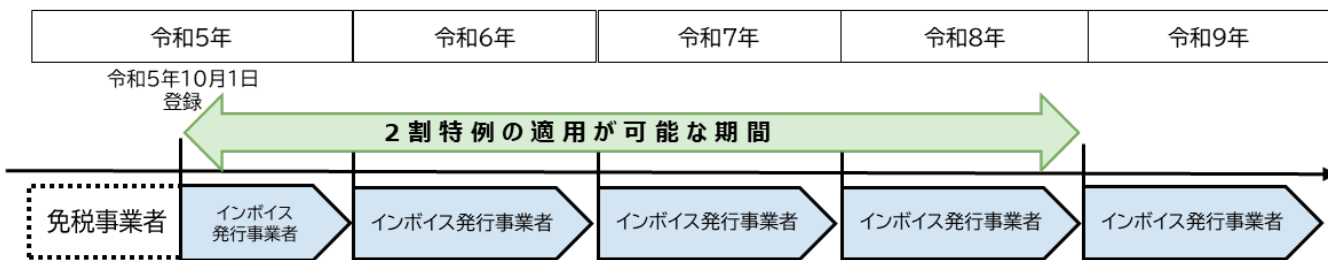
- 2割特例は、売上金額を集計すれば、**手軽に納税額が計算できる**仕組みです。詳細については次頁から説明しています。
- さらに、個人事業者の方は、**確定申告書等作成コーナー**を使えば**手軽に申告書が作成でき、e-Taxで提出**できます。  
(➡詳しくは裏表紙をご覧ください)

ポイント

### 「2割特例」とは

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方について、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間に係る消費税の申告に必要な仕入控除税額の金額を、特別控除税額(課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額)とすることができる特例です。

(個人事業者又は12月決算法人の例)



ポイント

### 2割特例により計算した場合の納税額(概算)

※ 詳細な計算方法は4頁以降の設例をご参照ください。

売上げの  
約1.8%相当  
※ 飲食料品の場合  
約1.5%相当

あなたの  
売上げ・収入

(万円)

×

10/110※

※ 飲食料品の売上げや  
収入がある場合：8/108

×

2割

=

納税額  
(万円)

- 請求書や支払を受ける際に受け取った明細に税率や税額の記載があるものを集計(給与収入は除きます)
- 事業用の不用品(パソコンなど)の売却収入なども含まれます
- 飲食料品の売上げや収入がある場合は、税率ごとに区分する必要があります

注意

- 2割特例を適用して消費税の申告を行う場合には、課税売上げに係る消費税額に80%を掛けて、課税売上げに係る消費税額から控除する消費税額を計算します。  
したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はありませんが、課税売上げについて、税率の異なるごとに区分して集計する必要があります。
- 2割特例を適用し(又は適用せずに)、消費税の申告を行った場合には、その後、その申告について修正申告や更正の請求により、2割特例を適用しないこととする(又は適用する)ことはできません。

# 留意点

重要

## 2割特例を適用できる事業者

- インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方が適用できます。
- 一般課税、簡易課税のどちらを選択している場合も、事前の届出なしに、2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用できます(詳しくは6、7頁をご覧ください)。

(注) 基準期間(2年前)の課税売上高が1千万円を超えている方など、インボイス発行事業者の登録と関係なく課税事業者となる方は適用できません。

重要

## 2割特例を適用できなくなった場合も、消費税簡易課税制度選択届出書を提出することで、簡易課税制度を選択することができます。

- 2割特例を適用した課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択する場合には、適用を受けたい課税期間の末日までに消費税簡易課税制度選択届出書を提出することで、簡易課税制度を適用できる特例が設けられています。

2割特例を適用した課税期間

2割特例が適用できない課税期間

本特例による消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限  
⇒ 適用を受けようとする課税期間の末日

届出書提出

※ 原則的な消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限は、適用を受けようとする課税期間の初日の前日となります。

### 2 割 特 例

を適用するかを検討に当たって...

以下の事業者のように、2割特例を適用して申告を行わない場合の申告の手引き等については、国税庁ホームページに掲載している各種パンフレット等をご覧ください。

#### 卸売業を営む方(簡易課税制度の適用がある場合)

- ➡ 一般的に、卸売業を営む者が簡易課税制度を適用して申告する場合、みなし仕入れ率90%を適用して消費税の計算を行いますので、2割特例を適用するよりも、消費税の納付金額が少なくなります。

#### 多額の設備投資などを理由に売上げの金額より仕入れの金額の方が多くなるような方

- ➡ 一般的に、課税仕入れ等に係る消費税額が、課税売上げに係る消費税額を上回る場合は、還付税額が生じます※。

※ 簡易課税制度を適用している場合や2割特例を適用する場合、通常、還付税額が生じることはありません。



(国税庁ホームページ)  
消費税及び地方消費税の  
確定申告の手引き・様式等

- 国税庁ホームページでは消費税やインボイス制度に関する各種資料等を掲載しています。また、申告や届出等に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

# 消費税及び地方消費税 基礎知識

## 申告が必要な方

次のいずれかに該当する事業者の方は、消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。なお、消費税と地方消費税の確定申告は、一の申告手続でまとめて行います。

- ①インボイス発行事業者の登録をされている方
- ②基準期間の課税売上高が1千万円を超える方(注)
- ③消費税課税事業者選択届出書を提出されている方

(注) 1千万円の判定は、原則として税抜処理を行った金額によりますが、免税事業者の売上げには消費税相当額が含まれていませんので基準期間が免税事業者の場合、その売上げがそのまま課税売上高となります(税抜処理は行いません。)

## 用語解説

### 基準期間

課税事業者となるか免税事業者となるか、また簡易課税制度を適用できるかどうかの判断をする、基準となる期間です。個人事業者の方はその年の前々年、法人の方はその事業年度の前々事業年度をいいます。

【例】 個人事業者の令和5年分の申告 → 基準期間は、令和3年1月1日から令和3年12月31日  
3月決算法人の令和6年3月期分の申告 → 基準期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日

### 課税期間

消費税及び地方消費税の納付税額を計算する基礎となる期間で、原則として個人事業者は暦年、法人は事業年度をいいます。

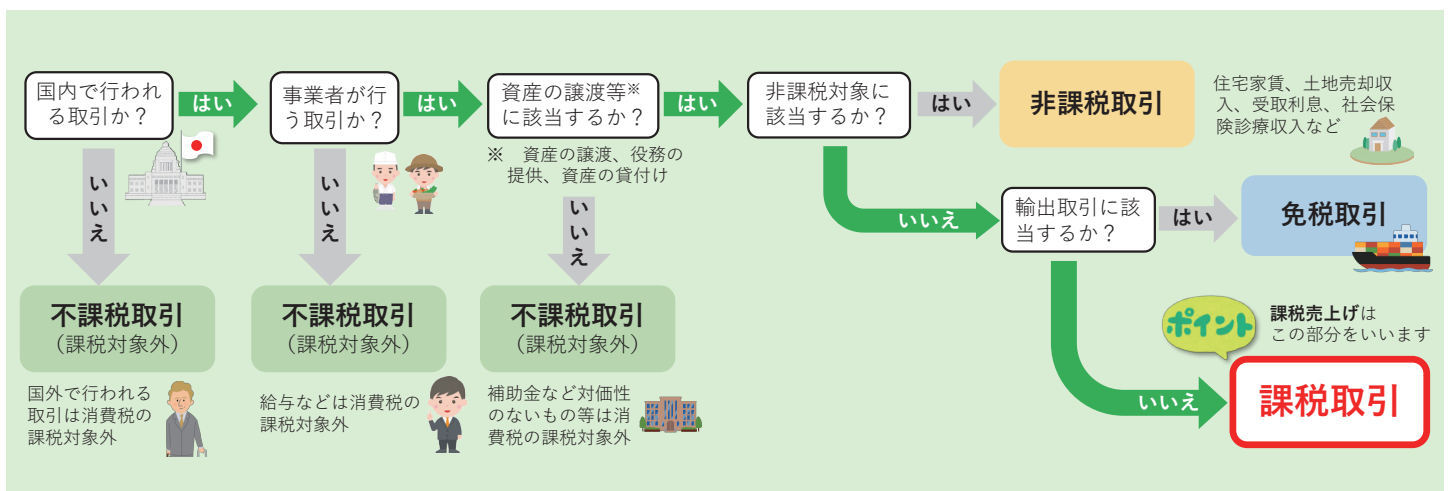
## 課税売上高とは？

課税売上高とは、次の4つの要件を全て満たす取引の売上げ(課税売上げ)と輸出取引などの免税売上げの合計額をいいます。

1. 国内において行う取引(国内取引)であること
2. 事業者が事業として行う取引であること
3. 対価を得て行う取引であること
4. 資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること

消費税及び地方消費税は、課税売上げに対して課税されます。

例えば、商品・製品の販売代金や請負工事代金、サービス料等のほか、機械の賃貸収入や機械・建物等の業務用資産の売却代金なども課税売上げに含まれます。



## 消費税率等

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%(消費税率の22/78)	1.76%(消費税率の22/78)
合計	10%	8%

# 申告書作成の流れ

## 提出する書類

消費税及び地方消費税の確定申告書第一表(一般用又は簡易課税用)※及び第二表

〔付表6〕 税率別消費税額計算表

※ 2割特例を適用する場合であっても、消費税及び地方消費税の確定申告書第一表については、簡易課税制度を選択されている事業者は簡易課税用を、同制度を選択されていない事業者は一般用をご利用ください。

## 確定申告の流れ

### 付表6の作成

- 課税売上げの計算
- 課税標準額の計算
- 特別控除税額の計算

### 申告書(第一表・第二表)記入

- 申告書第二表を記入
- 申告書第一表を記入
- 消費税額及び地方消費税額の計算
- 2割特例適用の付記

### 申告と納付

- 申告書を提出
  - e-Taxで申告
  - 郵便又は信書便により送付
  - 所轄の税務署の受付に提出
- 納付
  - ※ 個人事業者は翌年の3月末日、法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内に申告・納付が必要です

- 申告書の提出後に、納付書等の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。
- 必ず期限内に申告・納付をしてください。  
申告・納付が遅れますと、更に加算税や延滞税を納付していただくことがあります。
- 国税の納付は、簡単・便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。
- 期限内納付のため、納税資金の積立て等の事前のご準備をお願いいたします。  
なお、納税資金の積み立てにはダイレクト納付による予納が便利です。
- 期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますのでお早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



納税に関する  
総合案内はこちら

## 設例 国税太郎の場合

2割特例を適用した場合の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成方法を、設例に基づいて説明します。

国税太郎は、ソフトウェアの制作などシステムサービス業を営む個人事業者です。

- ・ 令和5年分の所得は、ソフトウェアの制作に係る事業所得のみであり、すべて標準税率適用分の課税取引です。
- ・ これまでは消費税の免税事業者で基準期間である令和3年分の課税売上高は8,321,760円です。
- ・ 令和5年10月からインボイス発行事業者として登録を受けました。
- ・ 税込経理方式により記帳しており、令和5年分の所得税の決算額は以下のとおりです。
- ・ なお、令和5年9月30日までの取引に係る売上げの値引きが35,900円、**令和5年10月1日以後の取引に係る売上げの値引きが64,300円**ありました。

	標準税率(7.8%)適用分
1月1日から9月30日 (免税事業者)	6,609,330円
<b>10月1日から12月31日 (インボイス発行事業者)</b>	<b>2,099,120円</b>
損益計算書上の収入	8,708,450円

(注) 本設例では貸倒れに係る消費税額等がないため、簡易版の付表6により計算を行います。貸倒れ等がある場合には、通常版の付表6による計算が必要です。この場合、本設例と計算方法が異なる箇所がありますのでご注意ください。

# 設例 国税太郎の申告書(付表6)

ポイント

第4-(13)号様式

登録を受けてからの期間分を計算しますので、設例の場合1年分ではなく、10月から12月までの分の集計金額です

特別

## 付表6 税率別消費税額計算表

[小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用]

課税期間	令和5・1・1 ~ 令和5・12・31	氏名又は名称	国税太郎
------	---------------------	--------	------

※ 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。

区分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
----	--------------------	-------------------	------------------

### step1 課税売上げの計算

課税売上げ(税込)	2,099,120
$\times \frac{100}{108}$	$\times \frac{100}{110}$

適用税率ごとに課税売上げの税抜金額を記載します

課税資産の譲渡等の対価の額 ①	1,908,290	1,908,290
-----------------	-----------	-----------

### step2 課税標準額を計算

step 1 で計算した金額の千円未満を切り捨てた金額を記載します

課税標準額 ②	1,908,000	1,908,000
---------	-----------	-----------

### step3 消費税額を計算

step 2 課税標準額に、消費税(国税)の税率を掛けて計算します

課税標準額に対する消費税額 ③	148,824	148,824
-----------------	---------	---------

### step4 返還等対価に係る税額を計算

(課税売上げに係る返品、値引き等の金額を売上金額から直接減額している場合には、この計算は不要です)

課税売上げに係る返還等対価の額(税込)	64,300
$\times \frac{6.24}{108}$	$\times \frac{7.8}{110}$

適用税率ごとに課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額を計算し消費税額を計算します

売上対価の返還等に係る消費税額 ④	4,559	4,559
-------------------	-------	-------

### step5 控除対象仕入税額の基礎となる消費税額の計算

適用税率ごとに③から④を差し引いて計算します

控除対象仕入税額の基礎となる消費税額(③ - ④) ⑤	144,265	144,265
-----------------------------	---------	---------

### step6 特別控除税額の計算

step 5 で計算した消費税額に80%を掛けて、計算します

特別控除税額(⑤ × 80%) ⑥	115,412	115,412
-------------------	---------	---------

申告書第一表へ

設例 国税太郎の申告書(第二表)抜粋

課税標準額	額	①
※申告書(第一表)の①欄へ		1908000
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②
	4%適用分	③
	6.3%適用分	④
	6.24%適用分	⑤
	7.8%適用分	⑥
		⑦

申告書1表へ

付表6①及び②欄の金額を記載します

中略

消費税額	額	⑪
※申告書(第一表)の②欄へ		148824
⑪の内訳	3%適用分	⑫
	4%適用分	⑬
	6.3%適用分	⑭
	6.24%適用分	⑮
	7.8%適用分	⑯

付表6③欄の金額を記載します

返還等対価に係る税額	額	⑰
※申告書(第一表)の⑤欄へ		4559
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲

申告書1表へ

付表6④欄の金額を記載します

地方消費税の課税標準となる消費税額	額	⑳
(注2)		28800
	4%適用分	㉑
	6.3%適用分	㉒
	6.24%及び7.8%適用分	㉓

「⑪欄」 - 「付表6の⑥欄」 - 「⑰欄」にて計算します(百円未満切捨て)

設例 国税太郎の申告書(第一表)簡易課税用(抜粋)

ポイント

次ページの一般用と記載内容はほとんど変わりませんが一部記載が異なります

この申告書による消費税の税額の計算		①
課税標準額	1908000	03
消費税額	148824	08
貸倒回収に係る消費税額		07
控除対象仕入れ税額	115412	08
返還等対価に係る税額	4559	09
貸倒れに係る税額		10
控除税額小計(④+⑤+⑥)	119971	11
控除不足還付税額(⑦-②-③)		13
差引税額(②+③-⑦)	28800	15
中間納付税額	00	16
納付税額(⑨-⑩)	28800	17
中間納付還付税額(⑩-⑨)	00	18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	19
	差引納付税額	20
この課税期間の課税売上高	2割特例の場合記載不要	21
基準期間の課税売上高	8321760	22
この申告書による地方消費税の税額の計算		⑰
地方消費税の課税標準となる消費税額		20
差引税額	28800	00

付割賦基準の適用	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	31	
延払基準等の適用	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	32	
工事進行基準の適用	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	33	
現金主義会計の適用	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	34	
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	35	
事業者区分(免税売上高を除く)	第1種		
	第5種		
	第6種		
	特例計算適用(令57③)	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	40
	<input checked="" type="radio"/> 税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)		44
	銀行・金庫・組合・農協・漁協	本店・支店	

記載不要

2割特例により申告をする場合には、業種に応じて区分する必要はありません

2割特例を適用する場合には「○」を付けてください

設例の場合、令和3年は免税事業者ですので課税売上高8,321,760円をそのまま記載してください

# 設例 国税太郎の申告書(第一表)一般用

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	魏町	税務署長殿	<input type="checkbox"/> (個人の方) 振替 継続 希望
納税地	千代田区霞が関3-1-1 (電話番号 03 - XXXX - XXXX)	※ 所管	要否 <input type="checkbox"/> 整理番号 <input type="text"/>
(フリガナ) 屋号	コクセイカイハツ 国税開発	申告年月日	令和 年 月 日
個人番号	XXXXXXXXXX	申告区分	指導等 <input type="checkbox"/> 庁指定 <input type="checkbox"/> 局指定 <input type="checkbox"/>
(フリガナ) 氏名	コクセイ タロウ 国税 太郎	通信日付印	確認 <input type="checkbox"/> 確認書類 <input type="checkbox"/>
		個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他( )	身元確認 <input type="checkbox"/>

個人事業者用

第一表

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

10月1日から課税事業者となった場合であっても個人事業者は暦年、法人は事業年度を記載してください

ポイント

自 令和 5年 1月 1日  
至 令和 5年 12月 31日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 令和 年 月 日  
の場合の  
対象期間 至 令和 年 月 日

課税標準額	①	十兆千百十億千百万千百十一円
消費税額	②	1 9 0 8 0 0 0
控除過大調整税額	③	
控除		
控除対象仕入税額	④	1 1 5 4 1 2
返還等対価に係る税額	⑤	4 5 5 9
貸倒れに係る税額	⑥	
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	1 1 9 9 7 1
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	
差引税額(②+③-⑦)	⑨	2 8 8 0 0
中間納付税額	⑩	0 0
納付税額(⑨-⑩)	⑪	2 8 8 0 0
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫	0 0
この申告書が修正申告である場合		
既確定税額	⑬	
差引納付税額	⑭	0 0
課税売上割合		
課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	
資産の譲渡等の対価の額	⑯	

付	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input checked="" type="radio"/>	無 <input type="radio"/>	31
記	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="radio"/>	無 <input type="radio"/>	32
事	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="radio"/>	無 <input type="radio"/>	33
項	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="radio"/>	無 <input type="radio"/>	34
参	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="radio"/>	無 <input type="radio"/>	35
考	控除算額の方法		個別対応方式 <input type="checkbox"/>	一括比例配分方式 <input type="checkbox"/>	41
事	上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除		42
項	基準期間の課税売上高		8,321 千円		
	<input checked="" type="checkbox"/> 税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)				
還	銀行	本店・支店			
付	金庫・組合	出張所			

ポイント

2割特例を適用する場合には「○」を付してください

納付が生じる場合で中間納付税額がある場合(⑩欄に数字が記載される場合)には⑭欄に⑨欄の数字を記載します  
※還付の場合(⑧欄に数字が記載される場合)は⑫欄に⑧欄の数字を記載します

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰	
差引税額	⑱	2 8 8 0 0
譲渡割額		
還付額	⑲	
納税額	⑳	8 1 0 0
中間納付譲渡割額	㉑	0 0
納付譲渡割額(⑳-㉑)	㉒	8 1 0 0
中間納付還付譲渡割額(㉑-⑳)	㉓	0 0
この申告書が修正申告である場合		
既確定額	㉔	
差引納付額	㉕	0 0
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	3 6 9 0 0

〒	郵便局名等
<input type="checkbox"/>	(個人の方) 公金受取口座の利用
※	税務署整理欄
署名	(電話番号 - -)
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有

地方消費税額は⑱欄の金額に22/78を乗じた金額です

㉖ = (⑪+㉒) - (⑧+⑬+⑱+㉓)・修正申告の場合㉖ = ⑪+㉒  
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑱欄に⑰欄の数字を記載し、  
⑱欄×22/78から算出された金額を㉒欄に記載してください。

簡易課税制度の選択届出書を提出している事業者はこちら

この金額が消費税の納付税額です

# 個人事業者の方の消費税の申告は確定申告書等作成コーナーが便利です！

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書が作成できます。  
また、自動計算されるため、計算誤りがありません。

## ① 「作成開始」をクリック

作成する申告書等と年分を選択し、消費税の確定申告書を作成します。

### 申告書作成はこちらから

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



## ② 必要事項を入力

例：インボイス発行事業者（課税事業者）となった後の売上（収入）金額などを入力していきます。

売上（収入）金額・免税取引・非課税取引等の金額の入力

売上（収入）金額の中に、**免税**、**非課税**、**非課税資産の輸出等**又は**不課税**に係るものが含まれている場合は、その金額も入力してください。

売上（収入）金額（雑収入を含む）	<b>必須</b>	2,099,120	円
うち免税取引			円
うち非課税取引		0	円
うち非課税資産の輸出等			円
うち不課税取引			円
うち課税取引		2,099,120	円

## ③ 納付金額を計算

これで、消費税の確定申告書の作成は終了です。

### 作成書類（2割特例を適用する場合）

消費税及び地方消費税の確定申告書第一表（一般用又は簡易課税用）及び第二表

〔付表6〕 税率別消費税額計算表

計算結果の確認

納付 する金額は、**36,900円** です。

入力された金額に基づいた消費税の計算結果

課税標準額	(1)	1,908,000	円
消費税額	(2)	148,824	円
納税回数に係る消費税額	(3)		円
控除税額			
控除対象仕入税額	(4)	115,412	円
返還等対価に係る税額	(5)	4,559	円
控除額に係る税額	(6)		円
控除税額小計	(4) + (5) + (6)	119,971	円
控除不足還付税額	(7) - (2) - (3)		円
差引税額	(2) + (3) - (7)	28,800	円

※ 申告は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（またはICカードリーダライタ）を利用した「e-Tax（電子申告）」が便利です。

※ 開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

### e-Taxを使えば、こんなことが大変便利

1. 自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。
  - 消費税、所得税、法人税、相続税、贈与税、印紙税、酒税、揮発油税及び石油ガス税などの申告ができます（中間申告、予定申告を含みます。）。
  - 消費税の各種届出のほか、設立（開業）の届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所の開設等届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請、納税証明書の交付請求といった申請・届出のほか、法定調書の提出ができます。
2. ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。
  - 金融機関や税務署に向くことなく納付ができ、特に利用回数の多い手続に便利です（消費税の中間納付や源泉所得税の毎月納付など）。

### 税務相談チャットボット

消費税の確定申告のご相談はぜひチャットボットをご利用ください。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば





# インボイス制度 において特にご留意いただきたい事項

10月1日までに登録番号が通知されない場合の**売手**の**対応**と  
**買手**の**仕入税額控除**について

がございます

## 売手の対応



10月になっても、まだ  
登録番号の通知が  
届かないなあ…

どうやってインボイス  
を交付しよう…?

安心して下さい!

次のような対応が可能です



1 事前にインボイスの交付  
が遅れる旨を先方に伝え、  
**通知後にインボイスを交  
付する**

まだ番号がわからない  
ので、インボイス  
は後日交付します



2 通知を受けるまでは登  
録番号のない請求書等  
を交付し、**通知後に改  
めてインボイスを交付  
し直す**

または

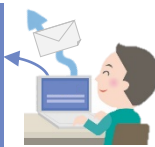
番号を入れたインボイ  
スを改めて交付します



3 通知後にすでに交付した請求書  
等との関連性を明らかにした上  
で、インボイスに不足する**登録  
番号を書類やメール等でお知ら  
せする**

または

請求番号●●の請求  
書につき、登録番号  
は「T1234…」にな  
ります



でも、小売店だと後で  
交付は難しいな…

そんな時は…

事前に**インボイスの交付が遅れる旨**を**事業者のHPや店  
頭**にて相手方にお知らせする



インボイス発行事業者の登録申請中  
です。登録は令和5年10月1日から  
受けることとなりますが、通知が届  
いていないため、インボイスの交付  
が遅れます。したがって当店では…

**事業者のHP等において登録番号を掲示**し、相手方にそ  
のページとレシートを併せて保存してもらう

登録番号は『T1234…』となります。令和5  
年10月1日から令和5年●月●日（通知を受  
けた日）までの間のレシートをお持ちの方で  
仕入税額控除を行う方におきましては、**当  
ページを印刷するなどの方法により、レシ  
ートと併せて保存してください。**



**買手側からの電話等**に応じ、**登録番号  
をお知らせ**し、相手方にその記録をレ  
シートと併せて保存してもらう

番号を教えてください

T1234…です

Write!



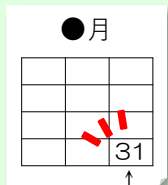
※ これらの取扱いは、令和5年9月末までに登録申請を行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いです。登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

売手から登録番号のお知らせが届かないけど、仕入税額控除していいのかな…？

後でお知らせするとは言っていたけど…



登録番号なし



申告期限

事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、仕入税額控除可能です！

お知らせは事後的に保存できればいいのね！



ポイント

事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です！

※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

さらに…

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間、税込1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能（「少額特例」といいます）ですので、上記対応は不要です。

※ 「基準期間」とは、個人事業者については前々年、法人については前々事業年度をいい、「特定期間」とは個人事業者については前年1～6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間をいいます。

1万円未満ならインボイスの保存はいらないんだな！



1万円（税込）は、一回の取引金額で判定しますので、ご注意ください！



【具体例①】12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入

➡ 特例の対象としてインボイスの保存は不要

【具体例②】12月10日に5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入

➡ 特例の対象外のためインボイスの保存が必要

1商品ではなく、1回の取引が1万円未満かで判断するってことか！

